

行う。また、在宅介護支援センターで培った実績を生かして、今後の地域包括支援センターの運営を推進することを考えていると答弁があった。

また、同委員から、同じ地域包括支援センターでも、担当している各地域の特徴に応じた運営をすべきではないかとただしたのに対し、理事者から、同じ市内でも各地域で特徴があるので、それぞれの地域で持っている力を生かし、特色のある運営を進めていきたいと答弁があった。これに対し、同委員から、住民の不利益にならないよう、計画を立てるだけでなく、現場もよく見て取り組んでほしいと要望があった。

## 文教経済委員会

委員から、議案第115号にかかわり、教育費委託金の学校図書館支援センター推進事業委託金の内容についてただしたのに対し、理事者から、文部科学省の委託事業で、教職員が学校図書館等の本を授業で積極的に活用し、学習活動や読書活動に資するためのもので、学校図書館支援センターを設置し、活用方法を研究し、さらなる充実を図る研究活用事業であると答弁があった。

これに対し、同委員から、市内の学校図書館の現状と今後の図書館の在り方についてただしたのに対し、理事者から、図書館の現状については、尾道教育さくらプランにおいて読書活動の推進を重点施策と位置付け、蔵書の充実に努めるとともに、学校図書館支援センター推進事業と併せ昨年度からの3年計画で、読書活動推進学校図書館活性化プロジェクトを立ち上げ、子どもたちが図書館に行きたくするような環境づくりに取り組んでいると答弁があった。

これに対し、同委員から、活字離れの著しい子どもたちが読書に親しむことができるよう十分に意を注いでほしいと要望があった。

次に、委員から、小学校管理費290万円の財源組替の内容と、向島中央小学校の補修工事についてただしたのに対し、理事者から、工事内容はアスベスト除去のための天井改修で、工事入札の結果、「安全安心な学校づくり交付金」の基準である400万円を契約額が下回ったため、起債で対応することとなったとの答弁があった。

これに対し、同委員から、同小学校は壁の崩落等、早急な補修が必要と思われる箇所がほかにもあるが、今回の補修工事は、その一環としての工事がとただしたのに対し、理事者から、今回の補修工事はアスベスト含有率の基準が1%未満から0.1%未満に強化されたため、緊急に対応しなければならない状況になったためのもので、その他の工事については、緊急性や危険性等勘案しながら対応していると答弁があった。

これに対し、同委員から、向島中央小学校の建て替えについての検討経過をただしたのに対し、理事者から、建て替え

の候補地である向島支所の敷地面積、形状等の確認や現在の小学校跡地の活用等を精査しながら検討を進めていると答弁があった。

これに対し、同委員から、周辺施設との総合的なまちづくりという観点から、地元住民の真意をくみ上げて積極的に進めてほしいと要望があった。

次に、委員から、林業振興費における、おのみちの森づくり事業の内容をただしたのに対し、理事者から、今年度から3力年で尾道ふれあいの里周辺の私有林の松枯れによる不要木を処分し、その跡地に尾道市の木である「さくら」等を植林したいと考えており、里山林(さとやまりん)保全活用支援としては、平成20年度以降計画している森林林業体験活動のための条件整備として、今年度炭焼き釜一基と間伐材を利用した炭焼き小屋を整備し、この体験活動を通して、市民に森林の大切さ、森林の恵みについて学ぶ機会をつくり、森林の公的機能を理解してもらいたいと思っている。また、間伐材利用促進及び公共緑化については、間伐材を利用し、ベンチやプランターケースを製作し、公共施設等に5年間で順次設置することとしている。また里山林再生



ふれあいの里周辺の森林

として、検討会で協議しながら候補地を絞り込み、交付金を有効利用していきたいと答弁があった。

次に、委員から、現年補助災害復旧費における災害復旧工事費1,883万円の内訳についてただしたのに対し、理事者から、1,133万円が立花2号護岸の復旧工事、残りは瀬戸田地区の2カ所の災害復旧費であると答弁があった。

これに対し、同委員から、立花2号護岸の着工予定時期と完了予定時期についてただしたのに対し、理事者から、現在は応急的な復旧をしているが、11月初旬には着工し今年度中には完成する予定であると答弁があった。

次に、委員から、議案第127号について、株式会社公教育に参入することの問題意識及び学費についてただしたのに対し、理事者から、営利を目的とする株式会社が学校を設立し、教育することの意味合いは充分認識している。教育において、生徒、子どもたちが不利益を被ってはならないという前提のもとで、その内容について十分審査しながら適正に行われるよう進めていきたい。また、説明を受けている入学時の必要経費及び1年間の学費は、約24万円と聞いていますと答弁があった。

これに対し、同委員から、定員の充足率及び学費の負担増の懸念等問題点について審議されているかただしたの対

し、理事者から、平成16年度からの制度開始で日が浅く、他の学校の状況进行评估できる資料がないため、今後調査しなければならないが、子どもたちに不利益にならないよう、そうした問題についても経済界や教育関係者等による審議会を設置して、細かくチェックをしながら適正に行われるよう指導していきたいと答弁があった。

これに対し、同委員から、運営が成り立たなかった場合の公的負担の有無と施設使用料についてただしたのに対し、理事者から、公的な負担は発生しないと考えており、施設使用料については、月額12万円から13万5千円を試算していると答弁があった。

これに対し、同委員から、株式会社に対して財務体制のチェックを審議会で行うよう要望するとともに、引きこもりや不登校対策について他の自治体が行っている事例も参考にして、こうした問題に取り組んでほしいと要望があった。

関連して、他の委員から、教育委員会としてこの学校に何を期待しているのかただしたのに対し、理事者から、本市における不登校問題を重要な課題と認識し、そうした子どもたちの教育の場の選択肢を広げること、民間のノウハウを市に還元することで、不登校問題の解決の一助としたいと答弁があった。

これに対し、同委員から、30日以上不登校の小中学生の児童・生徒数217人のうち適応指導教室の利用数と不登校対策の加配教諭の仕事内容についてただしたのに対し、理事者から、適応指導教室の利用数は小学生1人、中学生7人の計8人であり、加配教諭の役割は、不登校の未然防止のための計画立案、委員会等を設置しての中心的な役割、適応指導教室や小中学校間、子ども家庭センター等関係機関との連携であると答弁があった。

これに対し、同委員から、本市における不登校の実態は重大な課題であり、非常事態である。加配教諭の増員を県へ要望してはどうか、あるいは市独自での人員配置を検討してはどうかとただしたのに対し、理事者から、加配教諭の成果を十分分析し、県に要望していきたい。市独自の人員配置は、県の加配措置の成果や課題を十分踏まえ、各学校の実態を把握し、校長の意見・要望を聞き、検討していきたいと答弁があった。

これに対し、同委員から、不登校問題について、全教職員で互いに議論する場が必要ではないかとただしたのに対し、理事者から、不登校問題にかかわらず、課題解決に向け取り組み際には職員全体での情報の共有化や共通理解が最も重要であり、学校として責任ある対応がとれるよう指導していくと答弁があった。

これに対し、同委員から、保護者用のマニュアルを作成し、配布してはどうかとただしたのに対し、理事者から、保護者への取り組みは必要と考えており、マニュアルの活用についても今後検討していきたいと答弁があった。

## 建設委員会

委員から、議案第115号にかかわり、土木費の排水路費における、ポンプ場改築設計委託料を追加補正するに至った経過をただしたのに対し、理事者から、ポンプ場改築設計委託料については、因島三庄町の向浜に設置しているポンプ場のエンジン式大型ポンプを更新するための実施設計委託料であり、更新する理由としては、設置後40年を経過しているポンプの老朽化と、本年7月3日から降り始めた雨が、当該地域の最大時間雨量を更新したことなど、豪雨時における排水能力の不足により、上流の低地帯において浸水する恐れがあることから、更新が急がれると判断したと答弁があった。

これに対し、同委員から、因島地域における強制排水の必要がある地域の箇所数と、今回更新しようとしているポンプの能力についてただしたのに対し、理事者から、因島地域におけるポンプ場の数は、都市下水道と農業施設を合わせて25カ所あり、今回更新するポンプの口径は900ミリで既設のもの変わらないが、能力的には向上しており、更新する際には、基本設計や実施設計を行う段階で、今日的な高潮の問題や、急激な豪雨といった問題を総合的に判断して、排水能力を決定し更新していくと答弁があった。

これに対し、同委員から、因島、瀬戸田地域に限らず、異常潮位、台風、高潮で被害の出ている地域もあるので、尾道市全体で、そういった施設の更新や対応を考えるよう要望があった。



因島三庄町向浜のポンプ場

## 請願

### 割賦販売法の抜本的改正についての請願

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものであります。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の販売が次々と繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法そ

他の詐欺的商法の被害が絶えないところであり、このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言えます。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月からクレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにあります。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要です。

クレジット契約を利用した悪質商法被害・過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を国会及び関係省庁に提出するよう請願します。

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者(契約書型クレジット)について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

請願者：広島市中区上八丁堀6番69号  
広島司法書士会 田川 昭夫

## 意見書(議員提出議案)

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書(前に掲載の「請願」と同趣旨のため省略)

## 子どもの医療費助成自治体への国庫負担金の減額措置の廃止を求める意見書

わが国の合計特殊出生率が年々低下し、少子化の進行は人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障の今後のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうしたことから子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となり、医療面ではすべての都道府県において独自施策として、医療費の一部または全額を免除する子どもの医療費助成制度が実施されています。

その中で今、解決が待たれている問題の一つとして、国民健康保険に関わり国庫負担金のうち療養給付費負担金及び普通調整交付金の規定があります。子どもの医療費助成制度を含む福祉医療制度に現物給付方式を行っている地方公共団体は、国民健康保険に関わる国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障になっています。

また、これは、政府が推進している少子化対策に大きく矛盾する措置であります。よって政府におかれましては、子どもの医療費助成に関わる国民健康保険への国庫負担金の減額措置を廃止されるよう強く要望します。

## 議会の人事

### 決算特別委員会

委員長

吉田 尚徳

副委員長

新田 隆雄

委員長

吉田尚徳



委員	岡野 孝志	宮地 寛行	佐々木智朗
	内海 龍吉	吉和 宏	飯田 照男
	村上 弘二	岡野 長寿	福原 謙二
	三木 郁子	山根 信行	杉原孝一郎
	高本 訓司	新田 賢慈	山中 善和
	佐藤 志行	村上 泰通	魚谷 悟
	加納 康平	城間 和行	檀上 正光
	三浦 幸広	奥田 徳康	松谷 成人
	藤本 友行	宇田田良孝	神田 誠規
	田頭 弘美	寺本 真一	荒川 京子

## 平成19年

### 第6回定例会審議日程(予定)

11月28日(水)	議会運営委員会	10:00
12月7日(金)	議会運営委員会	10:00
	本会議(開会)	13:30
11日(火)	本会議(一般質問)	10:00
12日(水)	本会議(一般質問)	10:00
13日(木)	総務委員会	10:00
	民生委員会	13:00
14日(金)	文教経済委員会	10:00
	建設委員会	13:00
	議会運営委員会	
	(建設委員会終了後)	
18日(火)	議会運営委員会	10:00
	本会議(閉会)	13:30

尾道市議会のホームページを開設しています。

会議録の閲覧も可能です。どのような課題が審議され取り組みが行われているか、ぜひご覧ください。

http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/gikai/gikaiindex.html

問い合わせ先 議会事務局 ☎0848-7371